指定校変更に係る取り扱い基準表（令和８年１月８日施行）

許可対象項目		許可期間	必要書類等〔留意事項〕
1	市内転居によるもの	学年末までの期間 ただし、小学校第５学年第６学年及び中学校第２学年第３学年は卒業まで	
2	新学期当初における市内転居によるもの （前向き就学※①）	入居するまで	入居日等を確認できる書類 〔当該校区への転居が確定していること〕
3	家屋の新築・増改築に伴う仮住まいからの通学	家屋の工事が完了し入居するまで	入居日等を確認できる書類 （請負契約書等写し）
4	同一学年中に再転校におよぶもの	入居するまで	再転校となる事由を証する書類を添付 （写し可）
5	事情により住民票のみ異動した場合	住民登録した住所に入居するまで	校長の居住確認（又は地区民生委員の居住に関する証明書）
6	両親共働き（入院・看病）等により勤務地、親戚からの通学	必要とする期間	校長所見又は医師の診断書（写し可）、就労を証明する書類 〔両親共働きの場合は、小学校在学中に限る〕
7	病院内学級入級によるもの	退級するまで	病院内学級入級願及び校長所見
8	いじめ等によるもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込のないもの〕
9	不登校児童又は生徒の再登校に資するためのもの	卒業まで	校長所見〔学校での指導にもかかわらず解消見込のないもの〕
10	学校の規模と配置の適正化に伴うもの	卒業まで	〔枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程が改正されたことにより指定校が変更となった区域に居住していること。改正前の指定校にのみ変更を許可する。ただし、改正後 12 年を経過するまでとする。施行日前の前向き就学※②も可とする。 　なお、樟葉南小学校の学校規模等の適正化に係る「通学区域に関する規程」の改正により、指定校が変更となった区域に居住している場合は、楠葉中学校または招提北中学校への変更を許可する。〕 〔また、樟葉小学校過密解消に係る指定校変更制度は、令和８年４月の新入学と進級に伴う対象者への制度適用をもって本制度を終了する。なお、本制度の経過措置として、樟葉北小学校への変更を認めた者の弟妹については、兄姉が樟葉北小学校在学中に小学校へ入学する児童に限り、本基準表の 12 その他（教育的配慮を要するもの）として、同校への入学を認めるものとする。〕
11	通学区域と自治会組織が異なる場合	卒業まで	〔学校規模等の適正化に影響を及ぼす可能性がある場合は除く（「枚方市学校規模等適正化審議会」答申）〕
12	その他（教育的配慮を要するもの）	必要とする期間	校長所見・関係機関の証明等

※①：転居先校区の学校へ転居前に就学すること

※②：通学区域に関する規程の改正で施行日以降に指定校となる学校へ施行日前に就学すること

※ 指定校変更に当たり、上記以外の書類提出を求めることがあります。

※ 中学校入学時の通学区域制度の弾力的運用による指定校変更は除きます。

※ 上記許可基準に該当する場合であっても、通学上の安全面や精神的及び身体的負担なども考慮する必要があるため、全てを許可することにはなりません。